

# 日本ビーチテニス連盟 支部公認制度について

日本ビーチテニス連盟  
2018/3



## 日本ビーチテニス連盟 支部公認制度

1. 制度概要
2. 公認支部制度の背景と目的
3. 支部活動について
4. 公認料について
5. 公認の条件について
6. 公認までの流れ

# 1. 制度概要

## ■ 日本ビーチテニス連盟 支部公認制度

### [概要]

日本ビーチテニス連盟（以下JFBT）の加盟団体として、各都道府県を代表するビーチテニス支部団体を設ける。公認支部は、各都道府県に1団体とする。

### [目的]

本部、支部間の連絡体制をつくることで、今後、本部から支部へ各種活動の支援を実現し、全国におけるビーチテニスの普及を促進する。

### [対象団体]

一定期間の継続したビーチテニス普及活動を行っている団体

### [支部活動]

ビーチテニスの普及、各事業の代表団体として、体験者、競技者、関係団体に対する連絡窓口、およびJFBT本部との連携役を担う。

本部より主に下記の提供を受け支部内で普及活動を行う。

- ・「JFBT」「日本ビーチテニス連盟」の名称、ロゴマーク使用
- ・本部から提供される各種ツール（Webサイト、チラシ等）の活用
- ・本部、支部間、双方での情報共有、連絡体制

### [公認料]

2018年度 支部公認料 年間1万円 をJFBT本部へ支払う

### [申請方法]

所定の申請用紙に必要事項を記載の上、期限日（2017年3月15日）までJFBTへ提出

### [公認までの流れ]

申請受理後、JFBT役員会にて審査の上、公認可否を通知する（予定：2017年3月）



## 2. 背景と目的

### ■ 背景

ビーチテニスの普及活動が日本で開始され約8年が経ち、競技人口の増加、日本ビーチテニス連盟の活動規模も年々大きくなっています。ただ、全国への普及が広まる一方で、各団体と本部間で情報共有の機会が減っていることも事実です。全国で関係団体が増えたことで、競技、大会、体験会運営、マーケティングなど、適切、迅速に情報共有ができる体制づくりが、日本全国におけるビーチテニスの普及にとって喫緊の課題だと考えています。

### ■ 目的

公認支部として、各都道府県におけるビーチテニスを代表する団体を設けることで、全国におけるビーチテニスの連絡体制を構築する。連絡体制を基に、本部から支部へ、支部から本部へ情報共有に隔たりをなくし、ビーチテニスの普及を促進する。

また、公認支部として、日本ビーチテニス連盟の名称、ロゴ使用など、支部として活動場所、規模を拡大するために必要な支援を実現する。

## 3. 支部活動について

### ■ 「公認支部」としての活動例

- ・ ビーチテニス体験会、イベント、大会等の定期、継続的な開催
- ・ 支部内で開催されるITF、JTAツアー大会の取りまとめ、開催調整、告知の実施
- ・ 本部と共同で、大会、イベント等の開催、協力（主催・共催・運営協力）
- ・ 都道府県内における活動場所、ビーチコート環境の増加を目指した活動
- ・ 県内の体験者、競技者、関係団体の連絡窓口、および本部への連絡取りまとめ
- ・ 本部が準備する連絡手段への参加（メール、SNS等）
- ・ 本部が召集する「全国支部連絡会議」へ支部代表としての出席
- ・ 都市対抗戦への出場チームへの支援、選手選考の実施
- ・ 競技人口、体験会、イベント参加者数など普及状況の報告

※上記は、支部として推奨される活動例であり活動を義務付けるものではありません。  
また、普及を目的とするのであれば、上記に限定されるものではありません。

## 4. 公認料について

### ■ 支部公認料

公認料 : 2018年度 支部公認料 年間 1万円

公認期間 : 2018年4月1日～2018年3月31日

支払い : 申請の上、JFBTから公認された後、3ヶ月以内の支払い

#### 主な権利

- ・ 日本ビーチテニス連盟としての名称、ロゴ使用  
使用に際しては、使用ガイドラインに準じた使用とする
- ・ JFBT\_Webサイトのシステム利用料  
希望する支部および、運営能力のある支部に限り、  
JFBT支部サイトを本部から無償で提供する。

※本公認料は、支部運営に必要な費用として徴収する。

(支部運営以外の活動への使用を前提としない)

※2018年度以降の更新、新規登録料は、2017年度とは変更なる可能性もあるが、  
変更が生じる際は、本部および初年度に公認された支部で協議の上、決定する。

## 5. 公認の条件について

### ■ 公認の条件

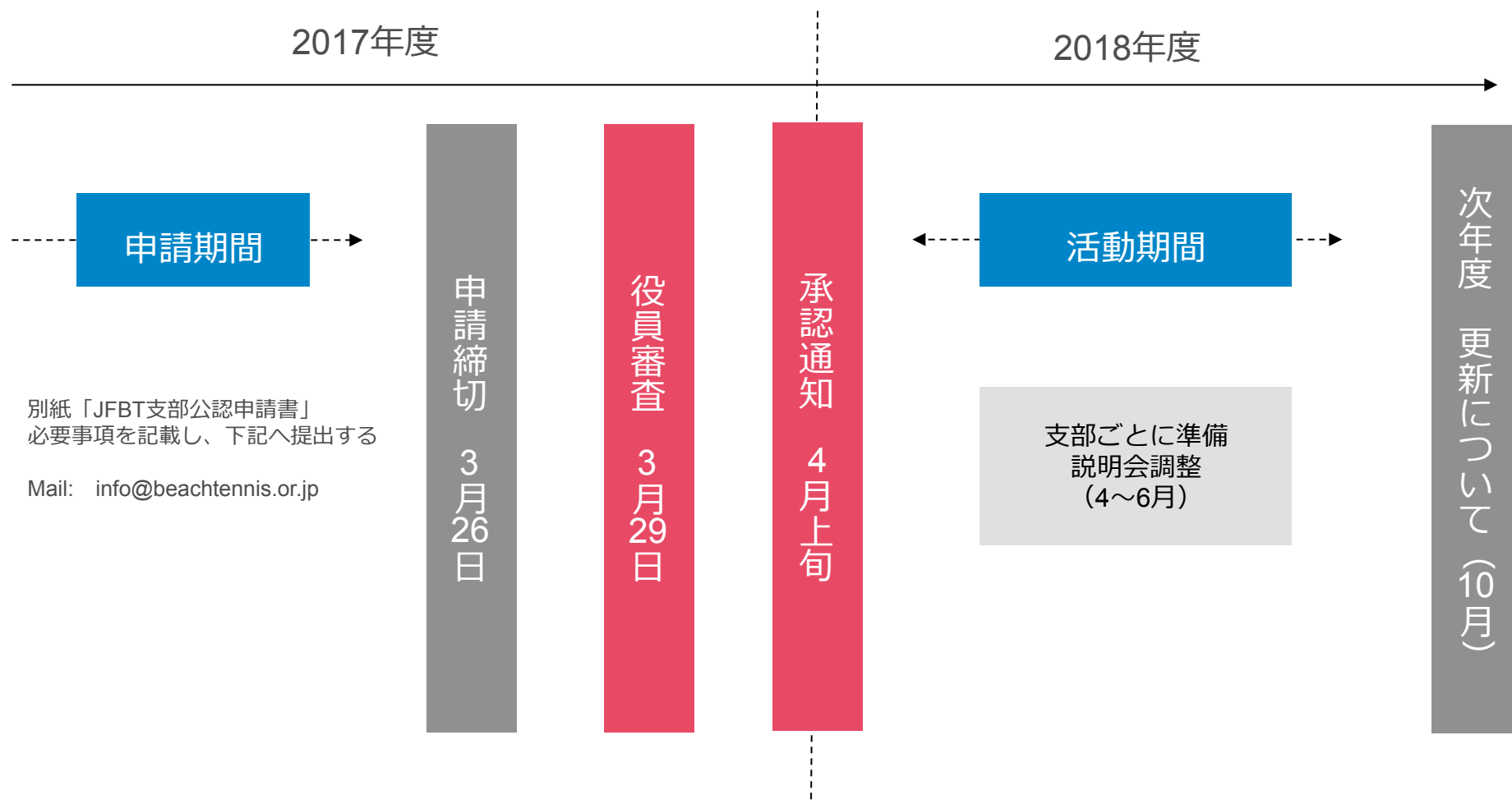
原則、JFBT本部における役員会議で、2/3の賛成を公認条件とするが、基準となる条件として、下記の項目を定める。

- ・ 申請日より遡り、一定期間の定期、継続したビーチテニスの普及活動が確認できること
- ・ 申請、承認後、定期、継続したビーチテニスの普及活動の計画が明確であること
- ・ 都道府県内における大会、イベント等の連絡窓口を担える体制があること
- ・ 「日本ビーチテニス連盟 定款 第6章 加盟団体」に同意の上、申請を行なうこと。
- ・ 支部内における内部牽制および監督体制を確立し、補助金、助成金は適正に処理を行い、団体内、外における金銭の横領、施設、用具等の購入にかかわる贈収賄行為を行わないこと。
- ・ JFBT本部間と金銭授受がある場合、適切な経理報告が実施できること
- ・ 法令順守、公序良俗に反する行為の禁止など、社会的信用の向上に努める団体であること

※上記は、あくまで一例であり、審査にあたっては申請書に記載の内容、必要に応じて直接のヒアリングを実施することで判断材料とする。

※支部申請後の公認可否の結果について、その理由の公開にJFBTは一切これに応じない。

## 6. 公認までの流れ



※現状、申請は通年で受け付けるが審査は年1回とする。  
公認支部としての活動開始は原則年度はじめとなる。